

収 支 報 告 書

令和 6 年 分
(令和 年 月 日開催分)

政治団体の区分

☐ 政党

☐ 政党の支部

☐ 政治資金団体

☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

☒ その他の政治団体

☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

(ふりがな)
1 政治団体の名称

しまだ しゅん けい かい
島田 俊哉 後援会

2 主たる事務所の所在地

福井県あわら市二丁目57番10号

3 代表者の氏名

角谷 雅和

4 会計責任者の氏名

島田 俊哉



(ふりがな)
事務担当者の氏名

しまだ しゅん けい
島田 俊哉

連絡先の電話番号

(090) 17051-1484

資金管理団体の指定の有無

☐ 有

☒ 無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

政治団体コード	年分	報告年月日
	令和	令和

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				
(本年の収入額)				
支 出 総 額	十億	百万	千	円
翌年への繰越額				

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費または会費				
金 額	十億	百万	千	円
員 数				人

(2) 寄 附												
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額										備 考	
(ア) 個人からの寄附			十億			百万			千		円	
(うち特定寄附)											0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附											0	
(ウ) 政治団体からの寄附											0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)											0	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)											0	
イ 政 党 匿 名 寄 附											0	
合 計 (ア + イ)											0	

(6) そ の 他 の 収 入

[illegible]

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目		金 額										備 考	
		十億		百万		千		円					
1	経 常 経 費												
(1)	人 件 費											0	
(2)	光 熱 水 費											0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費							17	27	4			
(4)	事 務 所 費											0	
	小 計							17	27	4			
2	政 治 活 動 費												
(1)	組 織 活 動 費											0	
(2)	選 挙 関 係 費											6	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費							88	83	3	3		
ア	機関紙誌の発行事業費							83	90	4			
イ	宣 伝 事 業 費							4	92	9			
ウ	政治資金パーティー開催事業費											0	
エ	そ の 他 の 事 業 費											0	
(4)	調 査 研 究 費											0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金											0	
(6)	そ の 他 の 経 費											0	
	小 計							88	83	3	3		
	合 計							106	127				

(その14) 2

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳										項目別区分 備品・消耗品費			
行番号	支出の目的	金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあ つては、主たる事務所の所在地)	備 考
1			十億		百万		千		円				
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
このページの小計													
その他の支出							17	294					
合 計							17	294					

(その15) 3

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (後援会ラシ発行費)						
行番号	支出の目的	金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考			
1	後援会ラシ			十億			百万	5	5	2	2	7	2016.11.20(水)	ラクスル(株)	東京都品川区上大崎2-24-9	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
このページの小計								5	5	2	2	7				
その他の支出								2	8	6	2	7				
合 計								8	3	9	0	4				

(その15) 4

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (後援会に費用を収められ)			
行番号	支出の目的	金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1			十億		百万		千		円				
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
このページの小計													
その他の支出								4	9	2	9		
合 計								4	9	2	9		

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 1 0 0 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金および当座預金を除く。)または貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

(その 2 0)

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党および政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 / 月 27 日

政治団体の名称

島田 隆哉 後援会

会計責任者の氏名

島田 隆哉

(代表者の氏名は、解散する年の収支報告書にのみ記載すること)

代表者の氏名

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者および会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者および会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。